

老計発第0326004号
平成21年3月26日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」の一部改正について

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日老計発第0331007号）

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">老計発第0331007号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について</p> <p>認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老計発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p>なお、認知症介護実践研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4（1）で定められているところである。</p> <p>平成20年度から国庫補助を廃止するが、引き続き一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。</p> <p>1 認知症介護実践研修</p> <p>（1）実践者研修（略）</p> <p>（2）実践リーダー研修</p>	<p style="text-align: right;">老計発第0331007号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について</p> <p>認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老計発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意するとともに、別紙により各研修の標準カリキュラム及び修了証書、推薦書、認知症介護研修推進計画の様式を定めたので、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p>なお、認知症介護実践リーダー研修については、局長通知の別紙2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日老計発第0326003号。以下「要綱」という。）4（1）において、認知症介護指導者養成研修については、要綱4（5）においてそれぞれ定められているところであるが、認知症介護実践リーダー研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件及び認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であること、並びに認知症介護指導者養成研修については、認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。</p> <p>おつて、本通知の内容については、管内の市町村、関係機関、関係団体等へ周知を図られたい。</p> <p>1 認知症介護実践研修</p> <p>（1）実践者研修（略）</p> <p>（2）実践リーダー研修</p>

改正前	改正後
<p>ア～キ（略）</p> <p>2 認知症対応型サービス事業開設者研修（略）</p> <p>3 認知症対応型サービス事業管理者研修（略）</p> <p>4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（略）</p>	<p>ア～キ（略）</p> <p>ク <u>本研修の実施主体は、要綱4（1）②に定められているとおり、都道府県、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人であること。</u></p> <p>2 認知症対応型サービス事業開設者研修（略）</p> <p>3 認知症対応型サービス事業管理者研修（略）</p> <p>4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（略）</p> <p>5 <u>認知症介護指導者養成研修</u> <u>認知症介護指導者養成研修については、要綱4（5）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。</u></p> <p>ア <u>本研修は、認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。</u></p> <p>イ <u>研修対象者について、要綱4（5）③ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）」は、実践者研修修了者（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「旧通知」という。）により実施された基礎課程を修了した者を含む。）であって、実践リーダー研修を修了した者（旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。）とする。</u></p> <p>ウ <u>認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、25日間とする。さらに、一連の研修期間の途中あるいは研修期間終了後に、約4週間程度の職場研修期間を設定するものとする。</u> <u>また、研修の全てのカリキュラムを受講し、認知症介護研究・研修センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付するとともに、都道府県、指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。</u></p> <p>エ <u>標準的な研修カリキュラムは、別紙1（5）のとおりと</u></p>

改正前	改正後																												
<p>5 フォローアップ研修 フォローアップ研修については、要綱4(5)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。 (以下略)</p> <p>6 認知症介護研修推進計画(略)</p> <p>(別紙1) (1)～(4)(略)</p>	<p>する。 <u>要綱4(5)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。</u></p> <p>6 フォローアップ研修 フォローアップ研修については、要綱4(6)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。 (以下略)</p> <p>7 認知症介護研修推進計画(略)</p> <p>(別紙1) (1)～(4)(略) <u>(5)認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム 講義・演習等25日間(200時間)、実習4週間</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 751 2056 1410"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>研修目標</th> <th>時間数</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 認知症介護研修総論</td> </tr> <tr> <td>(1)研修オリエンテーション・自己紹介・グループ形成</td> <td>・国の認知症対策における認知症介護指導者の役割の概要を理解する。また、自己紹介とグループ形成を通して研修生同士が相互理解・相互啓発を進める。</td> <td>7時間</td> <td>演習</td> </tr> <tr> <td>(2)認知症介護指導者間ネットワークについて</td> <td>・認知症介護指導者間のネットワーク形成の必要性と具体的方法を理解する。</td> <td>1時間</td> <td>演習</td> </tr> <tr> <td>(3)介護理念の重要性の理解と展開方法</td> <td>・認知症介護の理念の重要性を再確認した上で、理念の展開方法を学ぶ。</td> <td>2時間</td> <td>講義＋演習</td> </tr> <tr> <td>(4)倫理と認知症介護</td> <td>・自らの倫理観を確認した上で、認知症介護と倫理の関係性を理解する。</td> <td>2時間</td> <td>講義＋演習</td> </tr> <tr> <td>(5)研修目標の設定及び面接・研修総括</td> <td>・本研修の目的を理解して主体的に学習するために、自己の目標を設定する。また、研修期間中に当該目標を達成するた</td> <td>6時間</td> <td>演習</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	研修目標	時間数	区分	1 認知症介護研修総論				(1)研修オリエンテーション・自己紹介・グループ形成	・国の認知症対策における認知症介護指導者の役割の概要を理解する。また、自己紹介とグループ形成を通して研修生同士が相互理解・相互啓発を進める。	7時間	演習	(2)認知症介護指導者間ネットワークについて	・認知症介護指導者間のネットワーク形成の必要性と具体的方法を理解する。	1時間	演習	(3)介護理念の重要性の理解と展開方法	・認知症介護の理念の重要性を再確認した上で、理念の展開方法を学ぶ。	2時間	講義＋演習	(4)倫理と認知症介護	・自らの倫理観を確認した上で、認知症介護と倫理の関係性を理解する。	2時間	講義＋演習	(5)研修目標の設定及び面接・研修総括	・本研修の目的を理解して主体的に学習するために、自己の目標を設定する。また、研修期間中に当該目標を達成するた	6時間	演習
テーマ	研修目標	時間数	区分																										
1 認知症介護研修総論																													
(1)研修オリエンテーション・自己紹介・グループ形成	・国の認知症対策における認知症介護指導者の役割の概要を理解する。また、自己紹介とグループ形成を通して研修生同士が相互理解・相互啓発を進める。	7時間	演習																										
(2)認知症介護指導者間ネットワークについて	・認知症介護指導者間のネットワーク形成の必要性と具体的方法を理解する。	1時間	演習																										
(3)介護理念の重要性の理解と展開方法	・認知症介護の理念の重要性を再確認した上で、理念の展開方法を学ぶ。	2時間	講義＋演習																										
(4)倫理と認知症介護	・自らの倫理観を確認した上で、認知症介護と倫理の関係性を理解する。	2時間	講義＋演習																										
(5)研修目標の設定及び面接・研修総括	・本研修の目的を理解して主体的に学習するために、自己の目標を設定する。また、研修期間中に当該目標を達成するた	6時間	演習																										

改正前	改正後				
		<u>めの活動を計画し、達成状況を評価する。</u> <u>さらに、認知症介護指導者としての今後の展望を明らかにする。</u>			
	<u>(6)認知症介護に関連する法制度の理解</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護に関連する法制度と認知症介護現場や本研修との関係性を理解する。 	2時間	講義	
	<u>(7)認知症介護指導者の役割と理解</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の認知症対策を推進していく上で、認知症介護実践研修や地域ケアの推進等において認知症介護指導者に求められる役割を具体的に理解する。 	3時間	講義	
	<u>(8)成人教育・生涯教育論</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・成人教育・生涯教育に関する基礎理論を理解する。 	3時間	講義	
	<u>(9)DC ネットの理解</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護指導者のネットワークの手段となる DC ネット（認知症介護情報ネットワーク）の活用方法を理解する。 	1時間	講義＋演習	
	2 人材育成と教育実践				
	<u>(1)人材育成論</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップ論、組織論、キャリアアップ・キャリアパス等人材育成に必要な考え方を理解する。 	3時間	講義	
	<u>(2)研修企画と評価</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護に関する研修の企画・立案を行う。また、研修全体の評価方法を学ぶ。 	15時間	講義＋演習	
	<u>(3)実践指導方法論</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践の質向上及び他事業所への評価・助言を行うにあたっての具体的な指導方法（課題解決技法、演習技法、スーパーバイズ、コーチング等）を理解する。 	32時間	講義＋演習	
	<u>(4)授業設計法</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業（講義・演習）設計法の基本を学ぶ。さらに模擬的に講義・演習を実施し、その評価方法についても理解する。 	32時間	講義＋演習	
	3 地域ケアの実践				
	* 「地域」は広い意味で認知症高齢者とそれに関わる人が、生活する場全般を指し、施				

改正前	改正後			
	<u>設・事業所も含まれる。</u>			
	<u>(1)地域連携の理解</u>	・ <u>地域ニーズの把握方法とそれを踏まえた地域資源の活用方法を学ぶ。また、地域資源の連携の意義と方法を学ぶ。</u>	5時間	講義＋演習
	<u>(2)地域における高齢者虐待防止と権利擁護</u>	・ <u>高齢者虐待防止法等を踏まえて、地域における認知症高齢者に対する虐待防止や権利擁護の考え方と実践・対処方法を理解する。</u>	3時間	講義＋演習
	<u>(3)相談と支援のためのコミュニケーション</u>	・ <u>地域において相談と支援を行っていくにあたり、必要となるコミュニケーション技法を学ぶ。</u>	3時間	講義＋演習
	<u>(4)地域・介護現場における課題解決の実践</u>	・ <u>他事業所が認知症介護の課題を主体的に解決することを支援していくために、アドバイザーとしての技能を習得する。</u>	32時間	演習又は実習
	4 課題解決のための実践			
	<u>(1)介護実践の研究法・評価方法</u>	・ <u>認知症介護の実践方法の開発や効果測定を行うにあたって、必要となる基本的研究方法を理解する。</u>	8時間	講義＋演習
	<u>(2)自職場における課題解決のための実習の準備・まとめ</u>	・ <u>自職場の認知症介護の質向上を実現するための取り組みを計画する。また、計画の実施後はその成果をまとめる。</u>	40時間	講義＋演習
	<u>(3)自職場における課題解決のための実習</u>	・ <u>認知症介護指導者の立場から、職場改善の取り組み又は人材育成の取り組みのいずれか一方を実施する。取り組みには実施内容の評価を含むこととする。</u> 1) <u>職場改善の場合は、職場環境の調整、事例検討、OJT等の方法を用いて実施する。</u> 2) <u>人材育成の場合は、職場でのOJT又はOff-JTの方法を用いて実施する。Off-JTの場合は、講義、演習又は事例検討のいずれかを企画し実施する。</u>	4週間	実習

改正前	改正後														
<p>(<u>5</u>) フォローアップ研修 標準カリキュラム (略)</p> <p>(別紙2) (1) 略</p> <p>(2)(2) 認知症介護研修事業実施要綱4「(<u>5</u>)⑤ア」関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">修 了 証 書</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 昭和 年 月 日</p> <p>あなたは、厚生労働省の定めるフォローアップ研修を修了したことを証します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">認知症介護研究・研修〇〇センター長 〇 〇 〇 〇</p> </div> <p>(別紙3) (略)</p> <p>(別紙4) 1～6 (略)</p>	<p>(<u>6</u>) フォローアップ研修 標準カリキュラム (略)</p> <p>(別紙2) (1) 略 (2)(2) 認知症介護研修事業実施要綱4「(<u>5</u>)⑤ア、(<u>6</u>)⑤ア」関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">修 了 証 書</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 昭和 年 月 日</p> <p>あなたは、厚生労働省の定める 認知症介護指導者養成研修 を修了 フォローアップ研修</p> <p>したことを証します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">認知症介護研究・研修〇〇センター長 〇 〇 〇 〇</p> </div> <p>(別紙3) (略)</p> <p>(別紙4) 1～6 (略)</p> <p>7 認知症介護指導者養成研修</p> <p>① 指導者養成計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成 17年度</th> <th>平成 18年度</th> <th>平成 19年度</th> <th>平成 20年度</th> <th>平成 21年度</th> <th>平成16年度 までの計</th> <th>平成21年度 までの計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 受講者選考にあたっての方針</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計	人	人	人	人	人	人	人
平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計									
人	人	人	人	人	人	人									

改正前	改正後
	<div data-bbox="1160 236 1957 312" style="border: 1px solid black; height: 48px;"></div>

【改正後全文】

老計発第0331007号
平成18年3月31日
一部改正 老計発第0426001号
平成19年4月26日
一部改正 老計発第0515001号
平成20年5月15日
一部改正 老計発第0326004号
平成21年3月26日

都道府県
各 民生主管部（局）長殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について

認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意するとともに、別紙により各研修の標準カリキュラム及び修了証書、推薦書、認知症介護研修推進計画の様式を定めたので、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、認知症介護実践リーダー研修については、局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）4（1）において、認知症介護指導者養成研修については、要綱4（5）においてそれぞれ定められているところであるが、認知症介護実践リーダー研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件及び認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であること、並びに認知症介護指導者養成研修については、認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係機関、関係団体等へ周知を図られたい。

1 認知症介護実践研修

(1) 実践者研修

ア 実践者研修は、認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることをねらいとする。

イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(1)アのとおりとする。

研修の実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数24時間(1,440分)のうち、必修科目について15時間(900分)以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。

オ 要綱4(1)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所の状況を精査した上で、事業所から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

(2) 実践リーダー研修

ア 実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設又は介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等(以下「介護保険施設・事業者等」という。)において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であつ

て、実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1（1）イのとおりとする。

研修の実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、研修カリキュラムを作成するものとする。

また、実施にあたっては、研修生の受講可能な日程を組む等の配慮を行うものとする。

なお、研修の実施主体の実情に応じ、実習時間を増減させることは差し支えないこととするが、標準的な研修時間の2分の1に相当する実習時間は確保するものとする。

オ 実習施設については、要綱4（1）③に定められているところであるが、具体的には、認知症高齢者に対するサービス提供に関し熱意と経験を有する介護保険施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等とする。

研修の実施にあたっては、当該施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導にあたることとする。

カ 実施要綱4（1）⑤アの修了証書の様式を別紙2（1）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所から推薦された者の受講について、各事業所の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

ク 本研修の実施主体は、要綱4（1）②に定められているとおり、都道府県、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人であること。

2 認知症介護サービス事業開設者研修

本研修については、要綱4（2）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市（以下、「都道府県等」という。）の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者となる者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（2）④アにより、各市町村の長を通じて申込みを行った者とし、実施主体が選定を行うものとする。市町村の長は、特に地域密着型サービスの新規開設を予定する事業者からの推薦については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査を行い、受講することが適当と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4（2）③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所とするが、地域の実情に応じて、指定認知症対応型通所介護事業所で行うこともできるものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（2）のとおりとする。

なお、本研修を修了した者については、実施主体及び事業所設置市町村の長に対し、研修（現場体験を含む）の受講を通じ、

- ① 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- ② 今後の事業所運営に関して取組みたいこと

などについて、レポート（A4用紙5枚程度）を作成し提出させることとする。

新たに事業所を開設する者については、市町村の長あてには、指定申請時に提出するものとする。

オ 要綱4（2）5アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとし、上記エのレポートの提出と引き替えに交付するものとする。

3 認知症対応型サービス事業管理者研修

本研修については、要綱4（3）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（3）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に地域密着型サービスの新規開設を予定する事業者からの推薦については

、市町村が当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定し、必要と認め
た場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(3)のとおりとする。

オ 要綱4(3)④アの修了証書の様式は、別紙2(1)のとおりとする。

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱4(4)で定められているところであるが、本研修の実
施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者（介
護支援専門員）が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定小規模多機能型
居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要
な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用
計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4(4)に従い、各実施主体が選定を行うものと
し、特に小規模多機能型居宅介護事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦
者については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うもの
とする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(4)のとおりとする。

オ 要綱4(4)④アの修了証書の様式は、別紙2(1)のとおりとする。

5 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱4(5)に定められているところ
であるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当する
ことができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護
の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者について、要綱4(5)③ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴
呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保
健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）」は
、実践者研修修了者（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10
月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「旧通知」という。

）により実施された基礎課程を修了した者を含む。）であって、実践リーダー研修を修了した者（旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。）とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、25日間とする。さらに、一連の研修期間の途中あるいは研修期間終了後に、約4週間程度の職場研修期間を設定するものとする。

また、研修の全てのカリキュラムを受講し、認知症介護研究・研修センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付するとともに、都道府県、指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（5）のとおりとする。

オ 要綱4（5）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（2）のとおりとする。

6 フォローアップ研修

フォローアップ研修については、要綱4（6）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4（6）に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（6）のとおりとする。

オ 要綱4（6）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（2）のとおりとする。

7 認知症介護研修推進計画

認知症介護研修推進計画については、要綱5に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 計画の策定にあたって

都道府県等は、

- ① 管内市町村と連携し、本事業で実施するそれぞれの研修を受講すべき対象者の職種や人数、実践リーダー研修の実施が可能な実習施設の状況等、

② 認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修については、各都道府県等における構築すべき認知症介護実践研修の実施体制等を考慮し、中長期的な見通しを立てたうえで、認知症介護研修推進計画を策定すること。

イ 計画の内容

計画に記載すべき事項とその内容を別紙4のとおり定めたので、これに準じて策定すること。

ウ 計画の期間

これまで、平成17年度を初年度とする新たな5年間の計画を策定していたところであるが、今般新規に追加された研修に関する部分の追加など、必要な計画の見直しを行うものとする。

(別紙1)

(1) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

ア 実践者研修 講義・演習 36時間 (2,160分) 実習：他施設実習1日、職場実習4週間、実習のまとめ1日

教科名	目的	内容	時間数	区分	必修科目
1 認知症介護の理念					
(1) 認知症介護実践研修のねらい	研修の目的と目標を示し、それに沿って研修カリキュラムがどのように組み立てられているかを理解し、受講の方向性を明確にする。加えて、研修の機会を、研修生のストレス緩和の場、情報交換、ネットワークづくりの場に活用することをうながす。	<ul style="list-style-type: none"> 研修目的・目標の明示。 目的・目標とカリキュラムの関係を明示。 研修の機会を、主体的、積極的に自分の学習の場として活用する意義の明示。 	60分	演習	
(2) 新しい認知症介護の理念の構築	高齢者の能力に応じて自立した生活を保障するために求められる介護理念を、グループワークを通して検討し、自分の言葉で構築することを目指す。その際に、先進的な事例を複数例示し、抽象的にならず具体的に検討することをうながす。	<ul style="list-style-type: none"> 先進的介護サービス事業所の理念の提示(2つ以上の複数であること)。 演習を通して他研修生の意見を聴き、自分の介護を振り返る。 介護理念の再構築。 	300分	演習	
(3) 研修の自己課題の設定	「ねらい」「理念の再形成」を元に、研修中の個人の課題設定を行うことで、主体的に研修に参加する態度をうながす。なお、課題は、実習まで含むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 研修中の課題設定。 課題を文章として示す。 	60分	演習	
2 認知症高齢者の理解と生活の捉え方					
(1) 医学的理解	認知症という病気と症状の説明で終わるのではなく、医学的理解が認知症介護を行うにあたって必要とされる理由が理解されること。医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の原因疾患とそれに伴う障害等の内容およびそれらが個人の生活活動に及ぼす影響。 自立支援の中で医学の果たす役割の提示。 	60分	講義	○
(2) 心理的理解	認知症によって高齢者の心理にどのような変化が生じ、それが生活面にどのような影響を与えるかを学び、高齢者の心理面の理解を深めること。高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。	<ul style="list-style-type: none"> 加齢や老化による心理面への影響と認知症が及ぼす心理面への影響。 それらが個人の生活活動に及ぼす影響。 周囲の対応。 環境が個人に及ぼす心理面の影響。 自立支援の中で心理的理解が果たす役割の提示。 	60分	講義	○
(3) 生活の捉え方	「医学的理解」「心理的理解」の講義を元に、認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を講義のみではなく演習を通して理解を深めること。	<ul style="list-style-type: none"> 生活障害としての認知症の理解。 個人と認知症との関係の理解。 生活支援の重要性の理解。 演習は90分以上であること。 	120分	講義＋演習	○

教科名	目的	内容	時間数	区分	必修科目
(4) 家族の理解・高齢者との関係の理解	家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性の理解を深めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と家族との関係。 ・認知症が家庭内に与える影響（介護の困難さを含む）。 ・家族支援の方法と効用。 ・講義には家族を講師として採用する等の広い人材の登用を考慮すること。 	90分	講義	○
(5) 意思決定支援と権利擁護	認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定が、本来どのように保障されるべきかを理解すること。その阻害の例として、虐待、拘束の内容を理解し、人権擁護の具体的な方法の理解を深めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の人権の重要性。 ・自由の尊重と意思決定の尊重。 ・虐待・拘束の定義と具体的内容。 ・人権擁護・成年後見制度。 	60分	講義	○
(6) 生活の質の保障とリスクマネジメント	認知症を抱えたことで生じる生活上の困難は、本人の生活の質の低下のみならず、事故の危険性も高めることを知る。従来リスクマネジメントは、事故に対する危機管理が中心であったがそれだけでなく、認知症を抱えた個人の生活の質を継続的に保障するためのリスクマネジメントのあり方を学ぶこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症が及ぼす事故の危険性の内容。 ・個人の生活の質の保障の重要性。 ・認知症介護に求められるリスクマネジメントの目的と内容。 ・家族の理解を含めたリスクマネジメントの方法。 ・（前述の講義を受け）安全管理と人権の関係の理解。 	60分	講義	○
(7) 認知症高齢者の理解に基づいた生活のアセスメントと支援	「医学的理解」から「生活の質の保障とリスクマネジメント」の講義を基に、高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援として必要な、認知症介護のアセスメントと生活支援の基本的な考え方の理解を深めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場で、介護理念と個人の介護目標を結びつけることの重要性。 ・認知症介護におけるアセスメントとケアプラン作成の際の基本的考え方。 	120分	講義	○
(8) 事例演習	上記の講義をうけ、事例（これはモデル事例もしくは研修生からの提出事例を使用する）を用いて、個人への支援にたったアセスメントと生活支援の方法の基本を理解すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事例演習による具体的な考え方の体験的理解。 ・援助方法の展開の体験的理解。 	180分	演習	○
3 認知症高齢者の生活支援の方法					
(1) 援助者の位置づけと人間関係論	高齢者、家族、その他の援助者、地域住民等との対人関係のとり方を理解し、援助者に求められる位置づけとあり方の理解を深めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、家族、他の援助者、近隣住民等との関係の持ち方の基本。 ・援助者の位置付けとあり方。 	90分	講義	
(2) コミュニケーションの本質と方法	高齢者だけではなく、家族や他の援助者等とのコミュニケーションに際して、コミュニケーションの本質（意義・目的とすること）を理解し、その上で実践で活用できる技法の基本を理解すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションをとることの意義と目的。 ・高齢者とのコミュニケーション技法。 ・家族とのコミュニケーション技法。 ・他の援助者とのコミュニケーション技法。 	90分	講義	

教科名	目的	内容	時間数	区分	必修科目
(3) 援助関係を築く演習	「援助者の位置づけと人間関係論」「コミュニケーションの方法」の講義を踏まえた演習を通して、実践で活用できる技術を身につける。	・事例を用いた具体的な援助展開の方法の体験的理解。	120分	演習	
(4) 人的環境と住居環境を考える	高齢者を取りまく人間関係としての人的環境と住まい（自宅、GH、施設など）を中心とした住居環境の理解を深め、2つの環境の持つ意味を考え、援助者として環境に働きかける重要性を理解すること。	・人間関係としての人的環境の内容と生活に与える影響。 ・すまいとしての住居環境の内容と生活に与える影響。	120分	講義	○
(5) 地域社会環境を考える	人的環境と住居環境を取り巻く、地域社会、社会制度などの地域社会環境の理解を深め、その環境の持つ意味を考え、援助者として環境に働きかけることの重要性を理解すること。	・地域社会環境の内容。 ・生活に与える影響。 ・地域社会環境との関係の取り方。	120分	講義	○
(6) 生活環境を考える演習	上記2講義を踏まえて、事例を通して具体的に介護における環境のあり方の理解を深め、環境への関わり方を考えること。	・事例を用いた体験的理解。 ・環境への関わり方の具体的な方法の検討。 ・家族の位置付けは、家族支援の視点も含めること。	120分	演習	○
(7) 生活支援の方法	「認知症高齢者の生活支援の方法」の教科のまとめとして、高齢者が、様々な人的・物的・社会的環境の中で生活していくことを、どのように支援していくべきかを理解し、事例演習を通してその方法を考えること。	・日常的な生活支援のあり方。 ・その援助方法・環境調整、地域資源の活用の重要性。 ・事例を用いた体験的理解と具体的な方法の検討。 ・家族の位置付けは、家族支援の視点も含めること。 ・演習は60分以上であること。	90分	講義＋演習	○
4 実習					
(1) 実習課題設定	本研修の目的に基づき、「研修の自己課題」の内容と、講義演習の受講を踏まえ、研修成果を実践で活用できる知識・技術にするための実習課題を設定すること。	・自己の研修課題と研修の成果に基づいた実習目標の設定。 ・他施設の見学実習、職場実習の目標設定に際しての、実習展開例（別に添付）を提示すること。 ・本研修目的に沿っていること。	240分	演習	
(2) 実習1：外部実習	他の介護保険事業場への1日の見学実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	1日	実習	
(3) 実習2：職場実習	職場での4週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	4週間	実習	

教 科 名	目 的	内 容	時間数	区分	必修科目
(4)実習結果報告とまとめ	実習が設定した課題に沿って実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・実習課題に沿った実習展開の結果を整理し報告する。 ・研修全体の自己評価の実施。 ・他研修生の自己評価の確認。 	1日	演習	

※ 「2(5)意思決定支援と権利擁護」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

イ 実践リーダー研修 講義・演習 57時間 (3,420分) 実習：他施設実習 3日以上、職場実習 4週間、実習のまとめ 1日

教科名	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護の理念				
(1)研修のねらい	研修の目的と目標を示し、それに沿って研修カリキュラムがどのように組み立てられているかを理解し、研修の方向性を明確にする。加えて、研修の機会を、研修生のストレス緩和の場、情報交換、ネットワークづくりの場に活用することをうながす。	<ul style="list-style-type: none"> 研修目的・目標の明示。 目的・目標とカリキュラムの関係を明示。 研修の機会を、主体的、積極的に自分の学習の場として活用する意義の明示。 	60分	演習
(2)生活支援のための認知症介護のあり方	職場の介護理念を振り返る前に、認知症介護において今後もとめられる「能力に応じ自立した生活」を支援するための認知症介護のあり方を、具体的な取り組みを行っている事例を用いて学ぶことで、具体的なイメージを持つこと。	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に基づいた自立支援のあり方。 地域ケアのあり方。 具体的事例の提示(2つ以上であること)。 事例を用いた演習。 演習は60分以上であること。 	120分	講義＋演習
(3)介護現場の介護理念の構築	「生活支援のための認知症介護のあり方」を踏まえて、自分の職場の理念を振り返り、新しい認知症介護理念の構築を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 自分の職場の理念の振り返り。 新しい理念の構築。 これらを演習を通して行う。 	180分	演習
(4)介護現場の認知症介護のあり方に関するアセスメント	「生活支援のための認知症介護のあり方」「介護現場の介護理念の構築」講義、演習を踏まえ、自分の職場の認知症介護に関するアセスメントを演習を通して行い、職場における認知症介護に関する課題を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 自分の職場のアセスメントを演習を通して行う。 自分の職場の課題と改善点を明らかにする。 	180分	演習
(5)研修参加中の自己課題の設定	上記4つの講義、演習を踏まえて、研修中の個人の課題設定を行うことで、主体的に研修に参加する態度をうながす。なお、課題は、実習まで含むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 研修中の課題設定。 課題を文章として示す。 	60分	演習
2 認知症介護のための組織論				
(1)実践リーダーの役割と視点	介護現場の実践リーダーとして、介護理念を介護現場で具体化していくために、実践リーダーが担う役割と、実践リーダーがそのために身につけるべき考え方としての視点を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none"> チームケアのあり方。 実践リーダーとしての自己理解と役割の理解。 他スタッフと関係の持ち方。 演習より講義内容を深める。 演習は60分以上であること。 	120分	講義＋演習
(2)サービス展開のためのリスクマネジメント	実践リーダーの役割として、虐待、拘束、人権擁護の内容とその対応を理解するとともに、認知症により日常場面で生じうる高齢者の抱えるリスクを理解し、認知症介護を展開する際に、リスクマネジメントを具体的に展開していく技能を身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> 拘束、虐待の定義と具体的内容。 その対応方法。 人権擁護の内容。 成年後見制度の内容と活用。 自由の保障と安全管理の関係。 認知症が生活場面に及ぼすリスクについて 演習による講義内容の理解と具体的対応方法の体験的理解。 演習は90分以上とする。 	180分	講義＋演習

教科名	目的	内容	時間数	区分
(3) 高齢者支援のための家族支援の方策	実践リーダーの役割として、家族をどのように理解し、介護や支援を展開することが求められるかを理解し、家族支援できる技能を身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の理解。 ・ 高齢者と家族との関係の理解。 ・ 自立支援のための家族の位置づけの理解。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的援助技法の体験的理解。 ・ 演習は90分以上とする。 	180分	講義＋演習
(4) 介護現場の環境を整える方策	実践リーダーの立場から、組織内の対人関係と介護の質を維持向上させるため、介護の質を維持向上させるための職員のメンタルヘルスやストレスマネジメントの内容と方法を理解し、実践できる技能を身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間の人間関係。 ・ 職場内のストレス。 ・ 職場のメンタルヘルス。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的な援助方法の体験的理解。 ・ 演習は90分以上とする。 	180分	講義＋演習
(5) 地域資源の活用と展開	実践リーダーの役割として、高齢者の能力に応じた生活を支援するために必要な地域資源（公的、非公的両方の地域資源）の内容と連携する方法を理解し、支援できる技能を身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的、非公的の地域資源の内容。 ・ 地域資源との連携の方法。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的対応方法の体験的理解。 ・ 演習は90分以上とする。 	180分	講義＋演習
3 人材育成のための技法				
(1) 人材育成の考え方	積極的に人材育成に取り組んでいる具体的事例を用いながら、人材育成の目的やねらい、方法、工夫点、課題を理解し、人材育成の重要性を理解すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体例の提示。 ・ 具体例を通しての目的やねらい、方法、工夫点の提示。 ・ 人材育成の重要性と課題。 	90分	講義
(2) 効果的なケースカンファレンスの持ち方	実践リーダーとして、職員の意欲や動機付けを高める効果的なケースカンファレンスの持ち方の方法を学び、具体的な展開ができる技能を身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースカンファレンスの内容。 ・ 事例提示の方法。 ・ ケースカンファレンスの進め方。 ・ 演習による具体的な展開方法の体験的理解。 ・ 演習は120分以上とする。 	240分	講義＋演習
(3) スーパービジョンとコーチング	人材育成の方法であるスーパービジョンとコーチングの内容を理解し、実践できる技能を身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパービジョンの内容と方法。 ・ コーチングの内容と方法。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的な技法の体験的理解。 ・ 演習は120分以上とする。 	300分	講義＋演習

教科名	目的	内容	時間数	区分
(4)人材育成の企画立案と伝達・表現技法	人材育成の方法として、職場を中心に人材教育や研修を行うに際して、必要となる教育研修カリキュラムの企画立案の方法と講義・演習・指導等を行う際の伝達・表現の技法の基本を理解し、実際に展開する際の留意点を学ぶこと。	<ul style="list-style-type: none"> 研修カリキュラムの企画立案の方法。 講義・演習・指導等の方法。 効果的な企画立案、講義・演習・指導等の意義と重要性。 演習による講義内容の理解と具体的方法の体験的理解。 演習は60分以上とする。 	180分	講義＋演習
(5)事例演習1	本教科「人材育成のための技法」の各単元を踏まえて、教科のまとめとして事例を用いて、介護現場で活用できるための実践的な方法を身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成、チームケアを具体的に検討し、各単元の理解を体験的に深めることができる事例の提示。 2事例実施。 1事例は居宅事例であること。 	180分	演習
(6)事例演習2			180分	演習
4 チームケアのための事例演習				
(1)事例演習展開のための講義	「組織論」「人材育成」の教科を踏まえて、認知症介護のアセスメントとケアの基本的な考え方と方法を事例演習を通して身につけること。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護のアセスメントとケアの基本的な考え方。 チームケアの中で、実践リーダーの果たす役割。 チームケアを具体的に検討し、理解を体験的に深めることの出来る事例の提示。 2事例を実施。 1事例は居宅事例であること。 	90分	講義
(2)事例演習1			300分	演習
(3)事例演習2			300分	演習
5 実習				
(1)実習課題設定	本研修の目的に基づき、「研修の自己課題」の内容と、講義演習の受講を踏まえ、研修成果を実践で活用できる知識・技術にするための実習課題を設定すること。	<ul style="list-style-type: none"> 自己の研修課題と研修の成果に基づいた実習目標の設定。 他施設の見学実習、職場実習の目標設定に際しての、実習展開例（別に添付）を提示すること。 本研修目的に沿っていること。 	120分	演習
(2)実習1：外部実習	他の介護保険事業場への3日以上体験実習を通して、自己の設定した課題を達成し、その成果を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> 実習課題に沿った実習の展開。 研修目的に沿っていること。 	3日以上	実習
(3)実習2：職場実習	職場での4週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> 実習課題に沿った実習の展開。 研修目的に沿っていること。 	4時間	実習
(4)実習結果報告を通してのまとめ	実習が設定した課題に沿って実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価すること。	<ul style="list-style-type: none"> 実習課題に沿った実習展開の結果を整理し報告する。 研修全体の自己評価の実施。 他研修生の自己評価の確認。 	1日	演習

※ 「2(2)サービス展開のためのリスクマネジメント」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(2) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム 講義6時間(360分) 職場体験：8時間(480分)

教科名	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	<p>認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。 	60分
2 認知症高齢者ケアのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。 	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。 	60分
4 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	150分
現場体験	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。 	480分

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義9時間(540分)

教科名	目的及び内容	時間数
1 地域密着型サービス基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。 	60分
2 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	90分
3 介護従事者に対する労務管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。 	60分
4 適切なサービス提供のあり方について	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p><地域等との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催 <p><サービスの質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントとケアプランの基本的考え方 ・ケース会議・職員ミーティング ・自己評価・外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント ・記録の重要性 など 	330分

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義9時間 (540分)

教科名	目的及び内容	時間数
1 総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60分
2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60分
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60分
4 チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解する。	講義 60分 演習 240分

(5) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム

講義・演習等25日間(200時間)、実習4週間

テーマ	研修目標	時間数	区分
1 認知症介護研修総論			
(1)研修オリエンテーション・自己紹介・グループ形成	・国の認知症対策における認知症介護指導者の役割の概要を理解する。また、自己紹介とグループ形成を通して研修生同士が相互理解・相互啓発を進める。	7時間	演習
(2)認知症介護指導者間ネットワークについて	・認知症介護指導者間のネットワーク形成の必要性和具体的方法を理解する。	1時間	演習
(3)介護理念の重要性の理解と展開方法	・認知症介護の理念の重要性を再確認した上で、理念の展開方法を学ぶ。	2時間	講義+演習
(4)倫理と認知症介護	・自らの倫理観を確認した上で、認知症介護と倫理の関係性を理解する。	2時間	講義+演習
(5)研修目標の設定及び面接・研修総括	・本研修の目的を理解して主体的に学習するために、自己の目標を設定する。また、研修期間中に当該目標を達成するための活動を計画し、達成状況を評価する。さらに、認知症介護指導者としての今後の展望を明らかにする。	6時間	演習
(6)認知症介護に関連する法制度の理解	・認知症介護に関連する法制度と認知症介護現場や本研修との関係性を理解する。	2時間	講義
(7)認知症介護指導者の役割と理解	・国の認知症対策を推進していく上で、認知症介護実践研修や地域ケアの推進等において認知症介護指導者に求められる役割を具体的に理解する。	3時間	講義
(8)成人教育・生涯教育論	・成人教育・生涯教育に関する基礎理論を理解する。	3時間	講義
(9)DCネットの理解	・認知症介護指導者のネットワークの手段となるDCネット(認知症介護情報ネットワーク)の活用方法を理解する。	1時間	講義+演習
2 人材育成と教育実践			
(1)人材育成論	・リーダーシップ論、組織論、キャリアアップ・キャリアパス等人材育成に必要な考え方を理解する。	3時間	講義
(2)研修企画と評価	・認知症介護に関する研修の企画・立案を行う。また、研修全体の評価方法を学ぶ。	15時間	講義+演習
(3)実践指導方法論	・認知症介護実践の質向上及び他事業所への評価・助言を行うにあたっての具体的指導方法(課題解決技法、演習技法、スーパーバイズ、コーチング等)を理解する。	32時間	講義+演習
(4)授業設計法	・授業(講義・演習)設計法の基本を学ぶ。さらに模擬的に講義・演習を実施し、その評価方法についても理解する。	32時間	講義+演習

テーマ	研修目標	時間数	区分
3 地域ケアの実践 ＊「地域」は広い意味で認知症高齢者とそれに関わる人が、生活する場全般を指し、施設・事業所も含まれる。			
(1) 地域連携の理解	<ul style="list-style-type: none"> 地域ニーズの把握方法とそれを踏まえた地域資源の活用方法を学ぶ。また、地域資源の連携の意義と方法を学ぶ。 	5時間	講義＋演習
(2) 地域における高齢者虐待防止と権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止法等を踏まえて、地域における認知症高齢者に対する虐待防止や権利擁護の考え方と実践・対処方法を理解する。 	3時間	講義＋演習
(3) 相談と支援のためのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 地域において相談と支援を行っていくにあたり、必要となるコミュニケーション技法を学ぶ。 	3時間	講義＋演習
(4) 地域・介護現場における課題解決の実践	<ul style="list-style-type: none"> 他事業所が認知症介護の課題を主体的に解決することを支援していくために、アドバイザーとしての技能を習得する。 	3 2時間	演習又は実習
4 課題解決のための実践			
(1) 介護実践の研究法・評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護の実践方法の開発や効果測定を行うにあたって、必要となる基本的研究方法を理解する。 	8時間	講義＋演習
(2) 自職場における課題解決のための実習の準備・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 自職場の認知症介護の質向上を実現するための取り組みを計画する。また、計画の実施後はその成果をまとめる。 	4 0時間	講義＋演習
(3) 自職場における課題解決のための実習	<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護指導者の立場から、職場改善の取り組み又は人材育成の取り組みのいずれか一方を実施する。取り組みには実施内容の評価を含むこととする。 <ol style="list-style-type: none"> 職場改善の場合は、職場環境の調整、事例検討、OJT等の方法を用いて実施する。 人材育成の場合は、職場でのOJT又はOff-JTの方法を用いて実施する。Off-JTの場合は、講義、演習又は事例検討のいずれかを企画し実施する。 	4週間	実習

(6) フォローアップ研修 標準カリキュラム
講義・演習 28 時間、研究授業 12 時間

テーマ	研修目標
1 最新の認知症介護知識（講義・演習 8 時間）	最新の認知症介護の知識と指導方法等について理解を深める。
2 認知症介護における人材育成方法（講義・演習 8 時間）	チームアプローチとリーダーシップ、スーパーバイズ、コーチングを中心に、認知症介護における人材育成方法を修得する。
3 認知症介護における課題解決の具体的方法（演習 12 時間）	認知症介護における課題解決の具体的方法を修得する。
4 認知症介護における効果的な授業開発（研究授業 12 時間）	認知症介護研修における効果的な授業の企画・運営のあり方、研修の教育評価方法を修得する。

※ 「1 最新の認知症介護知識」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(別紙2)

(1) 認知症介護研修事業実施要綱4

「(1) ⑥ア、(2) ⑤ア、(3) ④ア、(4) ④ア」関係

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める
〔 認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修） 認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 〕
を修了したことを証します。
平成 年 月 日
○ ○ 県知事 市長 ○ ○ ○ ○

「(1) ⑥ア（指定法人が行う場合）」関係

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 昭和 年 月 日
あなたは、当該法人が〇〇県知事の指定を受けて行う厚生労働省が定める 認知症介護研修（実践者研修・実践リーダー研修）を修了したことを証します。
平成 年 月 日
(指定法人名) ○ ○ ○ ○

(2) 認知症介護研修事業実施要綱4「(5) ⑤ア、(6) ⑤ア」関係

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める〔 認知症介護指導者養成研修 〕を修了 したことを証します。 〔 フォローアップ研修 〕
平成 年 月 日
認知症介護研究・研修〇〇センター長 〇 〇 〇 〇

(別紙 3)

平成 年 月 日

実施主体の長 殿

市 町 村 の 長

推 薦 書

下記の者について、平成〇〇年度の下記研修を受講させたいので、特段の配慮をお願いしたい。

受講させたい研修			
推 薦 す る 者	氏 名		
	事業所名	住所： 電話： F A X：	
	経験年数		
	既に受講した研修		受講年次
			(年)
		(年)	
		(年)	
研修を受講することにより基準を満たす職名	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 計画作成担当者		

(別紙4)

(都道府県・指定都市名) 認知症介護研修推進計画 (平成 年度～平成 年度)

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

--

2 計画の策定・推進体制

--

3 認知症介護実践研修

①研修対象者数

平成〇年現在

職 種	人 数
合 計	人

4 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
人	別紙()	-----	時間	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

5 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
人	別紙()		時間	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人

②受講者選考にあたっての方針

6 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
人	別紙()		時間	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人

②受講者選考にあたっての方針

7 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

8 フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

9 その他研修の推進に必要な事項

--

(記載要領)

〇〇県認知症介護研修推進計画（平成17年度～平成21年度）

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

- ・都道府県等における認知症高齢者施策の基本理念、認知症介護の専門職員を養成することの意義等を記載すること。

2 計画の策定・推進体制

- ・計画の策定・推進にあたっての委員会等の開催状況、庁内の関係部局、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、在宅介護支援センター等の関係機関との連携を確保するための方策について具体的に記載すること。

3 認知症介護実践研修

①研修対象者数（注）

平成〇年現在

職 種	人 数
(記入例)	
特別養護老人ホームの生活相談員	500人
〃 の介護職員	2,800人
訪問介護員	3,800人
認知症性高齢者グループホームの計画作成担当者	100人
⋮	60人
⋮	⋮
合 計	〇〇〇人

(注)・現在数について記載すること。概数でも可。

- ・3②実践者研修（旧 基礎課程）、3③実践リーダー研修（旧 専門課程）の「対象職種」欄に記載された職種に対応させて、本表の「職種」欄を記載すること。
- ・実践者研修と実践リーダー研修に分けて記載する必要はないこと。
- ・複数の職種に該当する対象者については、主たる職種の方で計上すること。

4 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
50人	別紙(3)	〇〇社会福祉協議会 研修室	6 時間	2回	2回	2回	2回	8回
		----- 認知症対応型通所介 護〇〇+認知症高齢 者グループホーム〇 〇	8 時間	100人	100人	100人	100人	400人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

5 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
50人	別紙(3)	〇〇県研修所	9 時間	3回 150人	3回 150人	3回 150人	3回 150人	12回 450人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

6 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
30人	別紙(4)	〇〇県研修所	9 時間	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	8回 240人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

7 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画（記入例）

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	14 人	29 人

（注）認知症介護研究・研修センターの年間研修人数は限られているため、実情にあった員数をあげること。

②受講者選考にあたっての方針

・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び「認知症実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

8 フォローアップ研修

①フォローアップ計画（記入例）

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人	15 人

（注）認知症介護研究・研修センターの年間研修人数は限られているため、実情にあった員数をあげること。

②受講者選考にあたっての方針

・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

9 その他研修の推進に必要な事項